

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則(障害者福祉推進課) 二

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告(利根振興) 二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定(水環境課) 二

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定(社会福祉課) 四

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出() 六

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出() 六

出

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課) 六

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出() 八

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出() 一〇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出() 一二

○土地、建物及び附帯施設等の売却に関する入札公告() 一二

○土地、建物及び附帯施設等の売却に関する入札公告() 一二

(勤労者福祉課)

○大串土地改良区の役員就退任届(東松山農林) 一五

○元荒川上流土地改良区の役員就退任届(加須農林) 一六

○県営土地改良事業上里西部地区(経営体育成基盤整備事業)事業計画の変更及び変更に係る事業計画書の写しの縦覧(農村整備課) 一七

○教育事務システム開発に関する一般競争入札公告(高校教育指導課) 一七

○パーキング・メーター等発給設備管理業務委託に関する入札公告(会計課) 一九

○開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター) 二二

○(熊谷建築安全センター) 二二

○(越谷建築安全センター) 二二

○() 二二

○() 二二

○() 二二

○開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター) 二三

○平成二十年度埼玉県議会情報公開の実施状況(政策調査課) 二三

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立(選管委) 二三

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動() 二四

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨() 二七

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定() 三四

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動() 三五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し() 三五

○政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書(平成十九年分)の訂正() 三六

○政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書(平成十八年分)の訂正() 三六

○政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書(平成十九年分)の訂正() 三七

○政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書(平成十九年分)の訂正 (選 管 委) 三七

○公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定取消し () 三七

○公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定 () 三八

○平成二十一年度埼玉県職員採用上級試験等の実施 (任用審査課) 三八

○平成二十一年度埼玉県警察事務職員採用上級試験の実施 () 四〇

○平成二十一年度埼玉県職員採用 () 四〇

初級試験等の実施 () 四一

○平成二十一年度埼玉県警察事務職員採用初級試験の実施 () 四三

○平成二十一年度埼玉県免許資格職員採用試験の実施 () 四四

○平成二十一年度埼玉県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施 () 四六

○内水面漁場管理委員会指示 (内水面漁場管理委員会) 四八

○埼玉県規則第二十七号中訂正 (改革推進課) 四八

規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十二号

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則(昭和五十七年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第十号とし、第七号を削り、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 循環器内科

七 麻酔科

第三条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 リハビリテーション科 附則

この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第六百五十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.satamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日 平成二十一年四月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人さつきクラブ本舗

三 代表者の氏名

大橋 正勝

四 主たる事務所の所在地 埼玉県南埼玉郡白岡町西九丁目二番

十五 定款に記載された目的

この法人は、障害者等が参加するバザー及びリサイクルフリーマーケット等の事業活動を通して、地域社会が障害者等の弱者に対し「差別や偏見を持たない社会」の実現と「障害者等の自立と社会参加」を促進・支援をすることにより公共の福祉に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百五十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する区域

別図のとおり(戸田市下戸田二丁目一六番二の一部、一六番三の一部及び

一六番四の一部)
 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四
 年環境省令第二十九号)第十八条第一
 項の基準に適合していない特定有害物

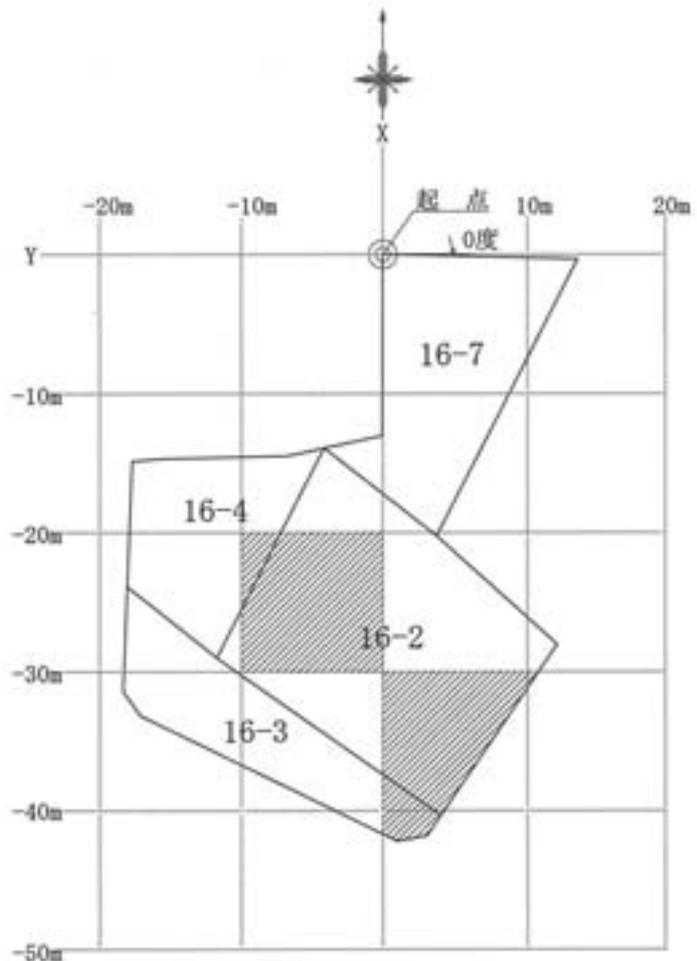
質の名称
 六価クロム化合物並びにほう素及び
 その化合物

別 図

起点
 起点は、戸田市下戸田
 二丁目16番7の最北端
 とする。

格子の回転角 0度
 起点を通り東西方向及
 び南北方向に引いた線
 並びこれらと平行して
 10m間隔で引いた線に
 より構成される格子を、
 起点を支点に右方向に
 回転させた角度を示す。

 指定区域



埼玉県告示第六百五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第二十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。
平成二十一年四月二十八日
埼玉県知事 上田清司

名称	開設者名	所在地	指定年月日
前川皮フ科・形成外科クリニック	原陽一郎	川口市前川一―一五五メディパーク川口前川一―A	平成二十一年四月一日
大原整形外科	大原鐘敏	川口市上青木西三―七―二 Jビル一F	平成二十一年四月一日
医療法人社団和風会所沢リハビリテーション病院	医療法人古川風会	所沢市中富一〇―一六番地	平成二十一年三月一日
医療法人古川医院	医療法人古川医院	飯能市南町九―一〇 飯能南口医療ビル一・二階	平成二十一年四月一日
セントラルピル眼科	高橋信	春日部市中央一―五二―一春日部セントラルビル五F	平成二十一年二月一日
ようこ皮フ科	桜井楊子	春日部市大沼二―六二―二四	平成二十一年四月三日
医療法人社団医風会石山クリニック	医療法人社団医風会	狭山市水野二―四五―二	平成二十一年四月一日
やつか整形外科内科	藤田信行	草加市瀬崎町二―一五	平成二十一年四月一日
鈴木メデイカルクリニック	鈴木泰志	戸田市喜沢一―四五―二〇	平成二十一年四月一日
医療法人 大樹台クリニック	医療法人大樹台クリニック	入間市扇台三―五―一五	平成二十一年三月一日
かとう整形外科・リハビリテーション科	加藤 久	志木市本町五―二二―二九志木家具センター一F	平成二十一年四月一日
医療法人財団聖蹟会 アベル内科クリニック	医療法人財団聖蹟会	桶川市若宮一―四―五二 埼玉SSビル三階	平成十四年九月八日
医療法人財団明理会イムス富士見総合病院	医療法人財団明理会	富士見市鶴馬一―九六―七一	平成二十一年三月一日
医療法人社団心の絆蓮田よつば病院	医療法人社団心の絆	蓮田市馬込二―二六三	平成二十一年四月一日
まえだクリニック	前田晃宏	日高市武蔵台一―二三―一六	平成二十一年四月一日
医療法人優和会 埼玉のむらクリニック	医療法人優和会	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東一―二―一六	平成二十一年四月一日
町田歯科医院	町田俊夫	熊谷市石原一―三七―一六	平成二十一年三月六日
いわさき歯科	岩崎貢士	熊谷市本石一―九六	平成二十一年三月六日
たのうえ歯科医院	田上浩三	川口市赤山一―四三五―一四	平成二十一年十一月一日

二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地		指定年月日
			名	所	
豊春ステーション歯科	吉川由布子	春日部市上蛭田一三六〇一―二F	春日部市上蛭田一三六〇一―二F	平成二十一年三月十八日	
吉田歯科医院	吉田誠	春日部市粕壁三〇〇一―一〇三	春日部市粕壁三〇〇一―一〇三	平成二十一年三月一日	
久野歯科医院	久野敏行	草加市氷川町二二七九―三二	草加市氷川町二二七九―三二	平成二十年五月一日	
にいざデンタルクリニック	医療法人社団清粋会	新座市東北二二三二―一〇新座サティ四階	新座市東北二二三二―一〇新座サティ四階	平成十五年十二月一日	
ノーベルデンタルクリニック	医療法人財団ノーベル	桶川市若宮一四一五二桶北SSビル二F	桶川市若宮一四一五二桶北SSビル二F	平成十四年九月十日	
わかかば歯科	中村隆一	桶川市下日出谷西三二一四―一三	桶川市下日出谷西三二一四―一三	平成十八年十月十九日	
ゆめみ野デンタルクリニック	山崎隆弘	北葛飾郡松伏町ゆめみ野五二二―五	北葛飾郡松伏町ゆめみ野五二二―五	平成二十一年一月一日	
やよい薬局	有限会社アドニス	熊谷市上之三三七九―一	熊谷市上之三三七九―一	平成二十一年三月一日	
あおい調剤薬局 東狭山ヶ丘店	あおい調剤薬局株式会社	所沢市東狭山ヶ丘四二二六六七―六	所沢市東狭山ヶ丘四二二六六七―六	平成二十一年四月一日	
さくら薬局 春日部六軒町店	クラフト株式会社	春日部市六軒町四四三	春日部市六軒町四四三	平成二十一年四月一日	
サークル薬局 大沼店	株式会社ヒューマンケア企画	春日部市大沼二二六二―二五	春日部市大沼二二六二―二五	平成二十一年三月二十五日	
明倫堂薬局 草加	イントロン株式会社	草加市栄町二一―三二ストーク草加式番館一F	草加市栄町二一―三二ストーク草加式番館一F	平成二十一年三月十七日	
えびす薬局	有限会社MI TO YA	越谷市蒲生寿町一四一三五本中コーポ一階南	越谷市蒲生寿町一四一三五本中コーポ一階南	平成二十一年四月六日	
伊原薬局	株式会社アモール	越谷市伊原一五―三八	越谷市伊原一五―三八	平成二十一年四月一日	
和幸調剤薬局	株式会社サンクール	蕨市塚越七―三一―一〇	蕨市塚越七―三一―一〇	平成二十一年三月二十六日	
スギ薬局 入間駅前店	株式会社スギ薬局	入間市豊岡一四―一〇	入間市豊岡一四―一〇	平成二十一年三月二十三日	
株式会社ハート薬局 武蔵台店	株式会社ハート薬局	日高市武蔵台一―二三―一四	日高市武蔵台一―二三―一四	平成二十一年四月一日	
さくら薬局 神川店	クラフト株式会社	児玉郡神川町新里三七四―五	児玉郡神川町新里三七四―五	平成二十一年四月一日	
鈴木薬局 白岡店	株式会社鈴木薬局	南埼玉郡白岡町小久喜二〇二―一五	南埼玉郡白岡町小久喜二〇二―一五	平成二十一年四月一日	
ゆめみ野薬局 二号店	株式会社あさひ調剤	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東一―二―三九	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東一―二―三九	平成二十一年四月一日	
池田正光	いけだ整骨院	東京都足立区皿沼二一六―四第二青木ビル一F	東京都足立区皿沼二一六―四第二青木ビル一F	平成二十一年二月十六日	
堀川重佳	接骨ほりかわ	川口市芝宮根町一―四二田中マンション一〇二	川口市芝宮根町一―四二田中マンション一〇二	平成二十一年三月三日	
池田修一	いけだ接骨院	川口市長蔵二―二八―一八 ブライト一〇二	川口市長蔵二―二八―一八 ブライト一〇二	平成二十一年三月十一日	
中尾真治	セントラル整骨院	北本市二ツ家四―一〇三―一	北本市二ツ家四―一〇三―一	平成二十一年三月三十一日	
加藤丈雄	加藤整骨院	新座市栗原三―一〇―一四	新座市栗原三―一〇―一四	平成二十一年三月九日	
山田良二	コンディショニングシステム麻酔マッサージ	蕨市塚越五―二四―九 一F	蕨市塚越五―二四―九 一F	平成二十一年三月九日	

相川 葵	株式会社ふれあい在宅マッサージ まごころ治療院 ニライカナイ	さいたま市緑区中尾九六三―三―二〇一	平成二十一年 三月 十八日
加藤 秀明	らいふマッサージ治療士尾店	秩父市上宮地町一〇―八	平成二十一年 三月 十三日
内田 俊一郎		上尾市愛宕一―二―七NK上尾ビル四〇一	平成二十一年 三月 十八日

埼玉県告示第六百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

氏名	変更事項	変更前	変更後
医療法人熊翔会 今井 医院	所在地	熊谷市箱田三二七―二	熊谷市中央一―二
トミオカ薬局 箱田 店	所在地	熊谷市肥塚二二三―一	熊谷市中央三―一

埼玉県告示第六百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

名称	所在地	廃止年月日
和田 薬局	ふじみ野市福岡中央一―一―二	平成 十七年 八月三十一日

藤田 整形外科	越谷市千間台東町一―四―一 エミネンス川口〇〇一―号	平成二十一年 四月 一日
医療法人社団 村田クリニック 有会社社 イコー 薬局アオバ店	越谷市南越谷二―二―二 コアーズビル三階 久喜市青葉一―四―一〇六	平成二十一年 三月 十四日
医療法人社団医風会 石山記念病院	狭山市水野二二四五―二	平成二十一年 三月 十六日
町田 歯科医院	熊谷市伊勢町一九七	平成二十一年 三月 十八日
岩崎 歯科医院	熊谷市本石一―九六	平成二十一年 六月 一日
キョウウワ薬局 忠 実 屋 店	戸田市下戸田一―一八―八 忠実屋戸田店内	平成二十一年 一月 二十一日
明石耳鼻咽喉科医院	戸田市喜沢一―四五―二〇	平成二十一年 三月 十三日
マスダ 薬局	戸田市笹目二―六―七	平成二十一年 三月 二十一日
倉 田 眼科	戸田市笹目南町三五―三 サリーレF	平成二十一年 三月 十三日
西 東 歯科医院	戸田市上戸田四―一五―二	平成二十一年 三月 十三日
安倍 歯科医院	戸田市新曽一七五二―二 成増ビル2F	平成二十一年 三月 十三日
風間歯科クリニック	戸田市新曽二二九六―一 ミラージュガーデンF	平成二十一年 三月 十三日
植 松 医 院	戸田市新曽南二―五―八	平成二十一年 三月 十三日
高堀 歯科医院	戸田市中町二―九―八	平成二十一年 三月 十三日
岩崎 歯科医院	戸田市美女木二―一―二	平成二十一年 三月 十三日
こみやま歯科医院	戸田市本町二―一〇―一 山昌ビル三〇一	平成二十一年 三月 十三日
株式会社マルサン薬局 火の見える営業所	戸田市本町二―七―二	平成二十一年 三月 十三日
黒沢薬局西口店	鴻巣市栄町二―一七	平成二十一年 四月 二十六日

三光町クリニック	坂戸市浅野野一―一八	平成二十一年	一月	十九日
セントラルビル眼科	春日部市中央一―五二―一	平成二十一年	一月三十一日	
春日部セントラルビル五F	春日部市中央二―一七―一〇	平成二十一年	三月三十一日	
昭和ビル三F	春日部市粕壁二―八―一二	平成二十一年	三月	一日
吉田歯科医院	所沢市中新井三―一六―一三	平成二十一年	三月	十九日
コスゲ薬局	新座市野寺二―二〇―一八	平成二十一年	三月三十一日	
鈴木内科	深谷市稲荷町二―一〇―一二	平成二十一年	三月	十三日
鈴木歯科医院	深谷市上柴町東二―四―五	平成二十一年	三月	十三日
中野歯科医院	深谷市上野台三―三三―四	平成二十一年	三月	十三日
台坂薬局	深谷市深谷二―	平成二十一年	三月	十三日
坂本薬局	深谷市深谷四七五―三	平成二十一年	三月	十三日
キヌカワ薬局	深谷市西島町三―九―一	平成二十一年	三月	十三日
医療法人社団竹幸会 望月歯科	川口市新井宿六〇三―二	平成二十年	十月三十一日	
クリニック	東松山市材木町一八番八号	平成二十一年	三月	十六日
たのうえ歯科医院	東松山市若松町二―一七―一五	平成二十一年	三月	十六日
相沢歯科診療所	東松山市松葉町二―一〇―二七	平成二十一年	三月	十六日
鈴木 医 院	東松山市松葉町二―四―一三	平成二十一年	三月	十六日
あすか薬局	東松山市松葉町二―五―一六	平成二十一年	三月	十六日
東松山	東松山市新宿町七―一九	平成二十一年	三月	十六日
山崎眼科医院	東松山市新弓町三―一―二四	平成二十一年	三月	十六日
クローバー薬局	東松山市田木一六二〇―三	平成二十一年	三月	十六日
新宿 宿 店	東松山市本町二―一―三	平成二十一年	三月	十六日
医療法人埼玉成恵	南埼玉郡宮代町国納六八―一四	平成二十一年	三月	十七日
会病院附属東松山	南埼玉郡宮代町百間五―一―五	平成二十一年	三月	十七日
整形外科医院	南埼玉郡菖蒲町菖蒲二九―一	平成二十一年	三月	十七日
医療法人岸田会				
岸田デンタル				
クリニック				
有 限 会 社				
菅原薬局				
ポプラ薬局				
すぎと調剤薬局				
加藤 医 院				

医療法人社団双樹	南埼玉郡白岡町下野田	平成二十一年	三月	十七日
会岩槻脳神経外科	一一一九―一			
白岡双樹クリニック	南埼玉郡白岡町高岩六八五	平成二十一年	三月	十七日
新白岡 歯 科	プタハ新白岡二〇―一			
クリニック	南埼玉郡白岡町小久喜	平成二十一年	三月	十七日
鬼久保歯科医院	一一六七―二			
えんどう歯科医院	入間市下藤沢三四〇―二六	平成二十一年	三月三十一日	
和泉歯科医院	入間市下藤沢四二六―一五	平成二十一年	三月	十日
鈴木眼科医院	入間市下藤沢筑地五〇―一八	平成二十一年	三月	十日
コスモス薬局	入間市久保稲荷四―二―一二	平成二十一年	三月	十日
久保稲荷店				
中里デンタル	入間市宮寺二四一七―五	平成二十一年	三月	十日
クリニック	入間市春日町二―一〇―七	平成二十一年	三月	十日
富家春日町医院	入間市上藤沢四六二―一	平成二十一年	三月	十日
入間眼科クリニック	イオンSC二F			
武蔵中央クリニック	入間市上藤沢田成二五―一二	平成二十一年	三月	十日
大樹台クリニック	入間市扇台四―一―四一	平成二十一年	二月二十八日	
医療法人社団 埼	入間市扇町屋四―二―三一	平成二十一年	三月	十日
玉 社 会 病 院	入間市東町一―二―一七	平成二十一年	三月	十日
宮崎歯科医院	入間市豊岡一―一〇―一一	平成二十一年	三月	十日
関谷歯科医院	入間市豊岡一―二―一五	平成二十一年	三月	十日
高橋 医 院	入間市豊岡五―一―一〇	平成二十一年	三月	十日
ミカミ薬局				
豊岡支店	入間市豊岡五―一―三五	平成 九年	二月二十八日	
株式会社門川薬局	入間市野田二〇七	平成二十一年	三月	十日
豊岡 店	飯能市南町九―一〇	平成二十一年	三月三十一日	
布施 医 院	北葛飾郡栗橋町伊坂九四五―五	平成二十一年	三月	十七日
古川 医 院	北葛飾郡栗橋町栗橋	平成二十一年	三月	十七日
龍野 医 院	二五七―一			
太田 医 院	北葛飾郡栗橋町栗橋三四四三	平成二十一年	三月	十七日
小林歯科医院	北葛飾郡栗橋町東一―四―四五	平成二十一年	三月	十七日
有限会社立花薬局				
栗橋 店				

ミツワ薬局 栗橋店	北葛飾郡栗橋町南栗橋 一―九―一	平成二十一年三月十七日
みやこ薬局栗橋店	北葛飾郡栗橋町北 一―四―二八	平成二十一年三月十七日
川副内科医院	北葛飾郡栗橋町北一―五―一五	平成二十一年三月十七日
斉藤医院	北葛飾郡栗橋町北二―三―三四	平成二十一年三月十七日
株式会社遠藤薬局 わし宮店	北葛飾郡鷲宮町上内字間之道四 七八日本住宅公団貸貸店舗	平成二十一年三月十七日
和久田歯科医院	北葛飾郡鷲宮町西大輪八九五	平成二十一年三月十七日
医療法人賢友会 恵愛歯科医院	北足立郡伊奈町寿二―一四三	平成二十一年三月十七日
山手整形外科医院	北足立郡伊奈町小室 二―二―一	平成二十一年三月十七日
塩塚医院	蕨市中央二―一―一八	平成二十一年三月十三日

埼玉県告示第六百六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項において

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司

ベル薬局蕨店	蕨市中央三―一〇―六	平成二十一年三月十三日
山口歯科医院 有限会社 アオパ 薬局	蕨市中央三―三―一三	平成二十一年三月十三日
調剤薬局サンライ ト	蕨市塚越一―五―一	平成二十一年三月十三日
石井薬局	蕨市塚越二―四―一	平成二十一年三月十三日
石崎歯科医院	蕨市塚越七―二〇―一	平成二十一年三月十三日
和幸調剤薬局	蕨市塚越七―三―一〇	平成二十一年三月十三日
みすみ薬局 有限会社 ドラッグ ユ―アイ	蕨市北町一―八―一三	平成二十一年三月十三日
	蕨市北町一―二五―一二	平成二十一年三月十三日

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サービスの種類	指 定 年 月 日
春日部市第一地域包括支援センター	春日部市中央二―二四―一	社会福祉法人 春日部市社会福祉協議会	介護予防支援	平成二十一年四月一日
草加中央・稲荷地域包括支援センター	草加市吉町二―二―二一	医療法人社団 友勝会	介護予防支援	平成二十一年四月一日
安行地域包括支援センター	草加市苗塚町二〇〇―二	社会福祉法人 草加会	介護予防支援	平成二十一年四月一日
新田地域包括支援センター	草加市柿木町松一〇八四	社会福祉法人 草加松原会	介護予防支援	平成二十一年四月一日
戸田中央地域包括支援センター	戸田市上戸田一―一八―一	社会福祉法人 戸田市社会福祉事業団	介護予防支援	平成二十一年四月一日
入間市豊岡西地域包括支援センター	入間市扇台六―三―三三 エクセル扇台	社会福祉法人 入間福祉会	介護予防支援	平成二十一年四月一日
入間市東藤沢地域包括支援センター	入間市東藤沢五―七―一	社会福祉法人 杏樹会	介護予防支援	平成二十一年四月一日
スギ薬局 入間駅前店	入間市豊岡一―四―一〇	株式会社 スギ薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年三月二十三日

介護老人保健施設とまりや	越谷市谷中町四―二九三―一	医療法人 互生会	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護	平成二十一年 四月 一日
あさひヶ丘	日高市森戸新田九九―一	医療法人 積仁会	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護	平成二十一年 四月 一日
蕨訪問看護ステーション	蕨市錦町三―三―二七	社会福祉法人蕨市社会福祉協議会	訪問看護 介護予防訪問看護	平成二十一年 四月 一日
社会福祉法人春日部市社会福祉協議会	春日部市中央二―二四―一	社会福祉法人春日部市社会福祉協議会	介護予防訪問介護	平成二十一年 四月 一日
社会福祉法人春日部市社会福祉協議会あしすと春日部デイサービスセンター	春日部市中央二―二四―一	社会福祉法人春日部市社会福祉協議会	通所介護 介護予防通所介護	平成二十一年 四月 一日
武里デイサービスセンター	春日部市大枝八九―七―四	社会福祉法人春日部市社会福祉協議会	通所介護 介護予防通所介護	平成二十一年 四月 一日
社会福祉法人春日部市社会福祉協議会	春日部市中央二―二四―一	社会福祉法人春日部市社会福祉協議会	居宅介護支援 通所介護	平成二十一年 四月 一日
茶話本舗デイサービス春日部	春日部市小淵五―一―一	株式会社ウエルオフ	福祉用具貸与	平成二十一年 四月 一日
フランスベッド株式会社メディカル埼玉東営業所	越谷市越ヶ谷一―四―四メゾンドル中山二階	フランスベッド株式会社	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売	平成二十一年 四月 一日
ケアコスモステイわらび	蕨市塚越一―一―二―五	株式会社ケアコスモス	通所介護 介護予防通所介護	平成二十一年 三月 十六日
蕨指定ホームヘルプステーション	蕨市錦町三―三―二七	社会福祉法人蕨市社会福祉協議会	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十一年 四月 一日
蕨指定居宅介護支援センター	蕨市錦町三―三―二七	社会福祉法人蕨市社会福祉協議会	居宅介護支援 訪問入浴介護	平成二十一年 四月 一日
アースサポート株式会社志木在宅サービスセンター	志木市柏町四―五―一	アースサポート株式会社	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	平成二十一年 四月 一日

デイサービスあいほつと。	所沢市上山口一八四三―二	株式会社大栄折込広告	通所介護	平成二十一年三月十六日
ユニマツトケアセンター所沢	所沢市三ヶ島四―二一三八―一	株式会社ユニマツトケアサポート	介護予防通所介護	平成二十一年三月十六日
所沢市立ところ荘老人デイサービスセンター	所沢市宮本町一―二―三五	社会福祉法人安心会	通所介護	平成二十一年四月一日
アシストハウス井泉	羽生市藤井上組九七―二	有限会社アシストハウス	介護予防通所介護	平成二十一年四月一日
秩父市高篠デイサービスセンター	秩父市栃谷三六九―一	社会福祉法人秩父市社会福祉事業団	通所介護	平成二十一年四月一日
あさひヶ丘ケアプランセンター	日高市森戸新田九九―一	医療法人積仁会	介護予防通所介護	平成二十一年四月一日
たんぼぼ介護サービス朝日デイルーム	川口市朝日六一―一六一―七	有限会社たんぼぼ介護サービス	居宅介護支援 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	平成二十一年四月一日 平成二十一年四月一日 平成二十一年四月一日

埼玉県告示第六百六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。
平成二十一年四月二十八日
埼玉県知事 上田清司

名	称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
春日部訪問看護ステーションすみれ		所在地	春日部市中央一―五〇―二二―二〇二	春日部市中央一―五二―一九	訪問看護

居宅介護支援事業所しいの木の郷	所在地	三郷市番匠免一―三二四	居宅介護支援
指定訪問介護事業所すみれ	所在地	三郷市高齢者ケアセンター	介護予防訪問看護
パナソニックエイジフリー介護チェーン所沢	所在地	春日部市中央一―五〇―一二―二〇二	居宅介護支援
	名称	松下電工エイジフリー介護チェーン所沢	訪問介護
	名称		介護予防訪問介護
	名称		福祉用具貸与
	名称		介護予防福祉用具貸与
	名称		特定福祉用具販売
	名称		特定介護予防福祉用具販売
谷塚西部地域包括支援センター	名称	谷塚西部・安行地域包括支援センター	介護予防支援
草加西部地域包括支援センター	名称	新田地域包括支援センター	介護予防支援
谷塚・瀬崎地域包括支援センター	名称	谷塚・草加西部地域包括支援センター	介護予防支援
松原・草加東部地域包括支援センター	名称	松原・稲荷・草加東部地域包括支援センター	介護予防支援
入間市豊岡東地域包括支援センター	名称	入間市豊岡東地域包括支援センター	介護予防支援
三芳グループホーム春の風	名称	三芳グループホームそよ風	認知症対応型共同生活介護
	名称		介護予防支援
	名称		認知症対応型共同生活介護
	名称		介護予防認知症対応型共同生活介護
所沢グループホーム春の風	名称	所沢グループホームそよ風	介護予防認知症対応型共同生活介護
	名称		介護予防認知症対応型共同生活介護
	名称		介護予防認知症対応型共同生活介護
	名称		介護予防認知症対応型共同生活介護
東松山グループホーム春の風	名称	東松山グループホームそよ風	認知症対応型共同生活介護
	名称		介護予防認知症対応型共同生活介護
	名称		介護予防認知症対応型共同生活介護
	名称		介護予防認知症対応型共同生活介護
新座北野グループホーム春の風	名称	新座北野グループホームそよ風	認知症対応型共同生活介護
	名称		介護予防認知症対応型共同生活介護
	名称		介護予防認知症対応型共同生活介護
	名称		介護予防認知症対応型共同生活介護
坂戸東グループホーム春の風	名称	坂戸東グループホームそよ風	認知症対応型共同生活介護
	名称		介護予防認知症対応型共同生活介護
	名称		介護予防認知症対応型共同生活介護
	名称		介護予防認知症対応型共同生活介護

三郷市地域包括支援センターしいの木の郷	所在地	三郷市番匠免一―三二四	三郷市番匠免一―二二一― B―三	介護予防認知症対応 型共同生活介護 介護予防支援
---------------------	-----	-------------	------------------	--------------------------------

埼玉県告示第六百六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり休止の届出があった。
平成二十一年四月二十八日
埼玉県知事 上田 清司

訪問看護ステーションねむの木	所在地	深谷市武蔵野三七九七―五	サービスの種類	休 止 年 月 日
訪問看護	介護予防訪問看護			平成二十一年 三月三十一日 平成二十一年 三月三十一日

埼玉県告示第六百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。
平成二十一年四月二十八日
埼玉県知事 上田 清司

財団法人春日部市福祉公社 蕨指定居宅介護支援センター 蕨指定ホームヘルパーステーション	所在地	春日部市中央二―二四―一 蕨市錦町三―三―二七 蕨市錦町三―三―二七	サービスの種類	廃 止 年 月 日
	居宅介護支援 居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護			平成二十一年 三月三十一日 平成二十一年 三月三十一日 平成二十一年 三月三十一日 平成二十一年 三月三十一日

財団法人春日部市福祉公社	春日部市中央二―二四―一	訪問介護	平成二十一年三月三十一日
蕨訪問看護ステーション	蕨市錦町三―三―二七	訪問看護	平成二十一年三月三十一日
財団法人春日部市福祉公社	春日部市中央二―二四―一	通所介護	平成二十一年三月三十一日
あしすと春日部デイサービスセンター		介護予防訪問看護	平成二十一年三月三十一日
所沢市立ところ荘老人デイサービスセンター	所沢市宮本町一―一―三五	通所介護	平成二十一年三月三十一日
白岡ヘルパーステーション	南埼玉郡白岡町小久喜二―〇―四バストラルハイム一〇一号	介護予防通所介護	平成二十一年三月三十一日
ゼロケア北秋津ステーション	所沢市北秋津七七八―四九粕谷ビル二階	訪問介護	平成二十一年四月三十日
ゼロケア東みずほ台ステーション	富士見市東みずほ台一―五―七ロイヤル二二二〇三号	介護予防訪問介護	平成二十一年三月三十一日
財団法人春日部市福祉公社	春日部市大枝八九 七街区四棟	訪問介護	平成二十一年三月三十一日
ゆつく武里デイサービスセンター		介護予防訪問介護	平成二十一年三月三十一日
フランスベッドメデイカルサービス株式会社	越谷市越ヶ谷一―四―四 メゾンドール中山二階	通所介護	平成二十一年三月三十一日
埼玉東営業所		介護予防通所介護	平成二十一年三月三十一日
		福祉用具貸与	平成二十一年三月三十一日
		介護予防福祉用具貸与	平成二十一年三月三十一日
		特定福祉用具販売	平成二十一年三月三十一日
		特定介護予防福祉用具販売	平成二十一年三月三十一日
瀬崎・草加中央地域包括支援センター	草加市高砂二―一七―三二	介護予防支援	平成二十一年三月三十一日
蓮田市北地域包括支援センター	蓮田市関山四―五―六	介護予防支援	平成二十一年三月三十一日
春日部市第一地域包括支援センター	春日部市中央二―二四―一	介護予防支援	平成二十一年三月三十一日
居宅介護支援センター結の会	熊谷市三ヶ尻五四〇六―一ミノリマンション二〇二	居宅介護支援	平成二十一年三月三十一日
訪問看護ステーションつむぐ	熊谷市三ヶ尻五四〇六―一ミノリマンション二〇二	訪問看護	平成二十一年三月三十一日
		介護予防訪問看護	平成二十一年三月三十一日

埼玉県告示第六百六十五号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 入札内容

イ 件名

土地、建物及び附帯施設等（いこいの村美の山）の売払い

ロ 物件の表示

(1) 土地

所在 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野字花ノ木三千三百八十五番 外二十七筆

地目 山林

地積 二万九千四百五十一平方メートル（公簿）

(2) 建物

(一) 主たる建物

所在地 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野三千四百十五番地

種類 宿泊所

構造 鉄筋コンクリート造ルーフィングアルミニウム板葺三階建（一部地下一階付）

延床面積 五千二百十・七平方メートル

(二) 附属建物

プロパンボンベ室、ポンプ室

(3) 附帯施設等

屋外トイレ二基、ミニカー小屋、給水施設、照明装置等

ハ 留意事項

- (1) 本物件（いこいの村美の山）を構成する敷地のうち、町有地及び私有地は入札（売払い）の対象外である。建物及び附帯施設の一部が町有地及び私有地上に設置されているため、落札者が当該土地の占有権原を取得する必要がある。

(2) 物件の用途は、埼玉県立自然公園条例（昭和三十三年埼玉県条例第十五号）により制限されるので、この旨をあらかじめ了解の上、入札に参加すること。

二 競争入札に参加する者に必要な資格

イ 現に旅館業法（昭和二十三年法律第三百二十八号）に規定するホテル営業又は旅館営業（以下「ホテル営業等」という。）を自ら経営している者

ロ 落札者は本物件を利用してホテル営業等を自ら経営しようとする者であること。

ハ 地域の産業・観光の発展に寄与し、地域との共存を図る意思のあること。
ニ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

ホ 次の項目に該当しない者であること。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）に規定する暴力団及び暴力団員

(2) 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に規定する破壊的団体及びその役員又はその構成員

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）に規定する処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体及びその役員又はその構成員

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業等を当該物件で営もうとする者

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所並びに問い合わせ先 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部勤労者福祉課労働福祉担当 萩原、中野 電話〇四八―八三〇―四五一八（直通）

四 入札参加要領の交付方法

この公告の日から平成二十一年五月十八日（月）まで右記三の場所において交付する。

なお、埼玉県産業労働部勤労者福祉課ホームページから入手することができる。

ホームページアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A07/BL00/roundouportal.html>

五 現地説明会

この入札に参加を希望する者は、現地説明会に参加しなければならない。

イ 開催日 平成二十一年五月十九日（火）

ロ 開催場所 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野三千四百十五番地 いこいの村へり

テイジ美の山

ハ 参加希望者は、平成二十一年五月十八日（月）午後五時までに右記三の問い合わせ先まで連絡し、参加時間の指定を受けること。

六 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、入札参加申込みをしなければならない。入札参加申込みに必要な書類は、入札参加要領と同時に交付する。

- イ 日時及び場所
 - (1) 日時 平成二十一年五月二十五日(月) 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

- (2) 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部 勤労者福祉課 労働福祉担当

ロ 郵便による場合のあて先、受付期間及び提出方法

- (1) あて先 〒三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部勤労者福祉課 労働福祉担当
- (2) 受付期間 平成二十一年五月二十日(水) から同月二十五日(月) 午後五時まで

- (3) 提出方法 書留郵便によること。

七 入札及び開札

イ 日時及び場所

- (1) 日時 平成二十一年五月二十八日(木) 午前十一時
- (2) 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号 埼玉県衛生会館 三階 三〇四会議室

ロ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額

ハ 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する資格のない者とした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ニ 落札者の決定方法

埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)第九十四条の規定に基づいて定められた予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ホ その他

その他詳細は入札参加要領による。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大串土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住	所
一 就任	野原良一	比企郡吉見町大字大串一〇九二番地	
理事	金子利樹	同	同 二三五四番地
	小島公雄	同	同 二三一八番地三
	内山利男	同	同 五六七番地
	村田芳雄	同	同 六二八番地
	金子富男	同	同 二三三九番地
	内山辰弥	同	同 五六八番地
	小野川秀明	同	同 五七六番地
	高柳宗一	同	同 六二九番地
	高柳實	同	同 六四三番地
	岩崎勤	同	同 二二六二番地一
	砂生重光	同	同 九九九番地
	砂生茂	同	同 一二五八番地
	大室清一郎	同	同 一一四五番地
	金子友行	同	同 二三五五番地
	金子豊治	同	同 二三四三番地
	野原清治	同	同 荒子七二七番地五
	岩崎日出夫	同	同 七三七番地
	加藤芳雄	同	同 七五八番地
	國嶋勇吉	同	同 御所一二三番地
監事	小島克生	同	同 大串二三二五番地
	源政義	同	同 一〇三一番地
	野原一	同	同 二五六六番地一
二 退任			

職名	氏名	住所
理事	金子利樹	比企郡吉見町大字大串二三五四番地
同	野原良一	同 同 一〇九二番地
同	小島公雄	同 同 二三一八番地三
同	内山利男	同 同 五六七番地
同	村田芳雄	同 同 六二八番地
同	金子富男	同 同 二二三九番地
同	内山辰弥	同 同 五六八番地
同	小野川秀明	同 同 五七六番地
同	高柳宗一	同 同 六二九番地
同	高柳實	同 同 六四三番地
同	砂生治吉	同 同 七四四番地一
同	砂生重光	同 同 九九九番地
同	若山民三	同 同 荒子一二五四番地
同	大室清一郎	同 同 大串一四五番地
同	金子友行	同 同 二三五五番地
同	金子豊治	同 同 二三四三番地
同	野原五郎	同 同 荒子七二七番地五
同	岩崎日出夫	同 同 七三七番地
同	加藤芳雄	同 同 七五八番地
同	國嶋勇吉	同 同 御所一二三番地
同	小島克生	同 同 大串二三二五番地
同	源間政義	同 同 一〇三一番地
同	野原一	同 同 二五六六番地一

埼玉県告示第六百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、元荒川上流土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一就任	職名	氏名	住所
同	理事	島崎恵司	行田市佐間一丁目七番三五号
同	同	多田清文	同 大字持田五八九番地
同	同	岩田讓啓	同 同 皿尾三六六番地
同	同	大谷富重	行田市谷郷一丁目一番一二号
同	同	高澤克芳	同 大字長野六〇六三番地
同	同	坂橋達雄	同 同 小見五五七番地イ
同	同	松本清	同 同 野八五三番地
同	同	山田清	同 同 埼玉三一九八番地二
同	同	関口宣夫	同 同 下忍二二九一番地
同	同	蓮見幸徳	同 同 真名板一四五九番地一
同	同	大塚裕	同 同 若小玉三八三七番地
同	同	中島牡雄	羽生市大字上新郷一三〇一番地
同	同	加藤輝男	行田市大字犬塚一四〇二番地一
同	同	金子一夫	鴻巣市屈巢二七四七番地
同	同	坂本重憲	同 同 広田三四五三番地
同	同	寺山清	鴻巣市関新田五九〇番地
同	同	吉田和雄	北埼玉郡騎西町大字上種足一三〇五番地
同	同	松岡利男	南埼玉郡菖蒲町大字新堀五九九番地
同	同	石井晴夫	同 同 小林二一五七番地
同	同	島寄朝則	鴻巣市下忍二七五八番地
同	同	岡崎功	同 同 鴻巣四九八番地
同	同	小谷野照雄	同 同 笠原二七七〇番地
同	同	上田春夫	鴻巣市常光九五二番地の一
同	同	小川浩	桶川市大字小針領家三五八番地
同	同	堀口健一	熊谷市池上七一九番地
同	同	横田尚彦	行田市長野三丁目二番三二号
同	同	渡邊光	行田市大字下須戸一八五九番地
同	同	原口春雄	鴻巣市安養寺三一九番地

二退任

職名	氏名	住所
理事	平塚 榮一	行田市佐間三丁目七番一号
同	多田 清文	同 大字持田五八九番地
同	岩田 讓啓	同 同 皿尾三六六番地
同	大谷 富重	同 同 谷郷一丁目一番二二号
同	高澤 克芳	行田市大字長野六〇六三番地
同	坂橋 達雄	同 同 小見五五七番地イ
同	松本 清	同 同 野八五三番地
同	諸貫 貞雄	同 同 埼玉一〇二一八番地一
同	関口 宣夫	同 同 下忍二二九一番地
同	蓮見 幸徳	同 同 真名板一四五九番地一
同	清水 流治	同 同 小針二二九番地
同	中島 牡雄	羽生市大字上新郷一三〇一番地
同	平井 保雄	行田市大字南河原二一九三番地口号
同	安野 孝良	鴻巣市屈巢二〇四八番地
同	坂本 重徳	同 広田三四五三番地
同	青木 保介	鴻巣市関新田三三三一番地
同	伊藤 正義	北埼玉郡騎西町大字中種足九五一番地
同	萩原 弘良	南埼玉郡菖蒲町大字上栢間三二二七番地二
同	柴崎 一郎	同 同 河原井二三五番地二一
同	島崎 朝則	鴻巣市下忍二七五八番地
同	武井 久	同 天神四丁目三番二四号
同	小谷野 照雄	同 笠原二七七〇番地
同	河野 善衛	同 常光三〇九番地一
同	小川 浩	桶川市大字小針領家三五八番地
同	堀口 健一	熊谷市池上七一九番地
同	横田 尚彦	行田市長野三丁目二番三二二号
同	岡田 清一	鴻巣市広田一一九一番地

埼玉県告示第六百六十八号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十九号)第八十七条の三第一項の規定により
 より県営土地改良事業上里西部地区(経

営体育成基盤整備事業)事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月二十八日

一 縦覧期間
 平成二十一年四月三十日から
 平成二十一年六月一日まで

二 縦覧場所
 上里町役場

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
 教務事務システム開発業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限
 平成22年3月31日(水)
- (4) 納入場所
 埼玉県教育庁県立学校部高校部教育指導課が指定する場所
- (5) 入札方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

<p>(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。</p> <p>(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止期間中の者でないこと。</p> <p>(4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の設置する通信制高等学校における教務事務システムを開発した実績を有するものであること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校1T推進担当 榎原、荻原 電話048-830-6625（直通）</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 平成21年4月30日（木）午前9時から上記(1)の交付場所において交付する。</p> <p>(3) 入札・開札の場所及び日時 ア 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁車庫上分館203会議室 イ 日時 平成21年6月16日（火）午後2時</p> <p>(4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法 ア あて先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校1T推進担当 イ 受領期限 平成21年6月15日（月）午後5時 ウ 提出方法</p>	<p>書留郵便によること。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。 イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平成21年6月1日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。 ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書 ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札者の決定方法 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p>
--	---

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格設定する(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

(8) 手続における交渉の有無
無

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、平成21年5月20日(水)午後5時までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required: Software development of public high school system includes data shifting from the present system, and staff training.

(2) Time-limit for tender: 2:00 p.m. June, 16, 2009. (tender submitted by mail 5:00 p.m. June, 15, 2009)

(3) Contact point for notice: High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Telephone 048-830-6625

埼玉県告示第六百七十号

次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年四月二十八日

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県理事 土田 豊 臣

パークینگ・メーカー等発給設備管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成21年7月1日(水)から平成22年6月30日(水)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、埼玉県電子入札共同システムにより行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力又は記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA等級に格付けされ、かつ、物品等の種類に「駐車場管理」を含む者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

(4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(5) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27

日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(6) 過去2年以内に企業その他の事業者(国及び地方公共団体を含む。)から委託を受けて、現金の徴収等を自動で行うことができるよう設置された機械からの現金回収又は現金輸送を業務として取り扱ったことのある法人で、かつ、その業務を適正に履行したものの。

(7) 別記「パーキング・メーター管理業務委託業者認定基準」に基づき、埼玉県公安委員会がパーキング・メーター管理業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認められた法人であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-832-0110 内線2243

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)

(3) 入札書受付期間

ア 埼玉県電子入札共同システムを使用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月9日(火)午前10時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月8日(月)午後5時まで(必着)
代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。また、郵送により提出する場合は、書留郵便によること(委任状の提出は不要)。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎6階会計課執務室 平成21年6月9日(火)午前11時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規

則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2(7)に基づく資格審査申請書を平成21年5月15日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

(7) 埼玉県電子入札共同システムを使用する場合

同システムから確認申請する。

(4) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送又は持参する。

イ 資格審査申請書

3(1)の提出先まで郵送又は持参する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要件

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付し

て、平成21年5月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 庁330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(7) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

別記

パーキング・モーター等管理業務委託業者認定基準

パーキング・モーター等管理業務委託業者認定基準は、次に掲げるすべての要件に適合している法人であることとする。

- 1 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。)が道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれにも該当しないこと。
- 2 パーキング・モーター等の管理業務に従事する者(以下「管理員」という。)を適正に管理する能力を有する者として、道路交通法第74条の3に規定する安全運転管理者として従事した経歴を1年以上有する者又は同法第51条の13に規定する駐車監視員資格者証の交付を受けている者の中から、統括責任者を1名以上選任することができること。

- 3 現に普通自動車を運転することができる運転免許を受けている者であって、駐車監視員資格者証の交付を受け、又は過去に交通整理若しくは誘導をする業務に従事した経験のある者の中から、管理員を12名以上選任することができること。
- 4 埼玉県内に活動拠点を有していること。
- 5 自主検査規程(ISO9001(2000)の認証を含む。)及び情報漏えい防止規程が整備されている法人又は道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人であること。
- 6 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていないこと。
- 7 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していないこと。

いこと。

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文

一 許可番号

平成二十年十二月十九日

指令東整 第二一〇〇一〇四〇号

二 検査済証番号

平成二十一年四月二十三日

第二一〇〇〇一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字吹塚字天神町九七九一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字吹塚八一四

田中 和弘



埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年四月八日

指令川建七第二一〇〇一六二〇号

二 検査済証番号

平成二十一年四月二十三日

第二一〇〇〇八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字中曾根字東組五三一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市西区宮前町一一三一一五

松永 務

~~~~~

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年四月二十一日  
指令熊建セ第一九〇〇八四二号  
二 検査済証番号  
平成二十一年四月二十一日  
第一号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
北埼玉郡騎西町大字外田ヶ谷字本村

八五三―五、一六、一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鴻巣市宮前五六九 クリスタルコー  
ト 二〇一 金久保 文貴

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第  
千一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
号)第三十六条第三項の規定により、次  
の開発行為に関する工事が完了したの  
で、公告する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年三月十七日

指令杉整第二〇〇一七八〇号

二 検査済証番号

平成二十一年四月六日

第一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
北葛飾郡杉戸町大字才羽五四〇―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
春日部市小淵五三八番地一 チェリ

ーグレイオ三〇二一

松本 崇

松本 由美子

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第  
千二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
号)第三十六条第三項の規定により、次  
の開発行為に関する工事が完了したの  
で、公告する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年二月二十一日

指令杉整第二〇〇一五六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年四月十四日

第六―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
北葛飾郡杉戸町大字下高野字志部一

四五七―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鶴ヶ島市大字三ツ木三四五番地一

鶴ヶ島三ツ木宿舎三〇三

大里 健一

千三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次  
の開発行為に関する工事が完了したの  
で、公告する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年二月十六日

指令杉整第二〇〇一七三〇号

二 検査済証番号

平成二十一年四月十四日

第八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
北葛飾郡杉戸町大字宮前字前原一六

七―五一、一六七―七〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北葛飾郡杉戸町大字宮前一六七番地

七〇

村上 俊幸

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第  
千四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
号)第三十六条第三項の規定により、次  
の開発行為に関する工事が完了したの  
で、公告する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年三月十九日

指令杉整第二〇〇一八三〇号

二 検査済証番号

平成二十一年四月十七日

第一五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
北葛飾郡杉戸町大字鷲巢字前原五三

二―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北葛飾郡杉戸町大字鷲巢五一五番地

石寄 友之

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第  
千五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
号)第三十六条第三項の規定により、次  
の開発行為に関する工事が完了したの  
で、公告する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十年十月二十八日

指令杉整第二〇〇一一〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年四月二十一日

第一九―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
北葛飾郡鷲宮町八甫三丁目八〇―

四、一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年四月二十八日

指令杉整第二〇〇一一〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年四月二十一日

第一九―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
北葛飾郡鷲宮町八甫三丁目八〇―

四、一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年三月十九日

指令杉整第二〇〇一八三〇号



佐藤睦郎後援会 佐藤 睦郎 佐藤 益美  
 日高夢創造倶楽部 稲浦 巖 島崎 泉  
 緑と樹の会 長澤 隆司 高木 富夫  
 若い市長で元気な和光をつくる会 一柳 隆芳 松本 修子  
 和光パワーアップの会 加藤 政利 加藤親次郎

三郷市彦川戸一―一三―二  
 日高市横手二―一三―五  
 さいたま市見沼区大和田町二―二八八―四  
 和光市本町三―一四―七二  
 和光市中央二―二二―六  
 平成二十一年 三月 十八日  
 平成二十一年 三月 二十三日  
 平成二十一年 三月 十二日  
 平成二十一年 三月 三十日  
 平成二十一年 三月 十九日

埼玉県選管告示第五十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、  
 次の政治団体から異動の届出があった。

(平成21年3月1日～3月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項

公明党参議院埼玉選挙区第2総支部 主たる事務所の所在地

自由民主党上尾支部 会計責任者

自由民主党荒川支部 名称

自由民主党伊奈支部 会計責任者

自由民主党越谷支部 会計責任者

民主党埼玉県第4区総支部 主たる事務所の所在地

(二) その他の政治団体

政治団体の名称 異動事項

朝霞地区医師連盟 会計責任者

あだち清後援会 主たる事務所の所在地

生き活きネットワーク鴻巣 名称

石川良三郎後援会 会計責任者

石田勝之助後援会 会計責任者

今城ようこ後援会 会計責任者

入間の未来を考える市民会議 会計責任者

いわさき正男後援会 代表者

岡庭明(明生会)後援会 代表者

おくや貞夫と救急医療推進の会 代表者

変えよう川越市民の会 主たる事務所の所在地

平成二十一年四月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

新 旧 届出年月日

さいたま市浦和区高砂三―七―四―二F 所沢市本郷一〇〇八―五 平成二十一年 三月 十二日

平野 佳洋 新木 辰男 平成二十一年 三月 三日

自由民主党荒川支部 自由民主党荒川村支部 平成二十一年 三月 十一日

町田 伸吉 荒井 敏男 平成二十一年 三月 二十七日

小林 国蔵 金子 繁雄 平成二十一年 三月 五日

朝霞市三原一―六―一 新座市東北二―三―九 平成二十一年 三月 二十六日

新 旧 届出年月日

菅野 隆 鈴木 洋 平成二十一年 三月 三十日

北葛飾郡鷺宮町葛梅二―八―一―三三 北葛飾郡鷺宮町葛梅二―八―一―七 平成二十一年 三月 三十一日

生き活きネットワーク鴻巣 生き活きネットワーク鴻巣/吹上 平成二十一年 三月 六日

石川 光子 岡 安正 剛 平成二十一年 三月 十一日

玉井 恵章 小林 稔 平成二十一年 三月 三十一日

今城 健人 今城 洋一 平成二十一年 三月 二日

柴崎 泰子 宇田川 宜三 平成二十一年 三月 三十一日

渡辺 正敏 徳尾 裕久 平成二十一年 三月 十日

岡庭 時男 浅賀 新市 平成二十一年 三月 九日

奥谷 貞夫 小笠原 保 平成二十一年 三月 二十六日

川越市菅間一 川越市六軒町一―四―九 平成二十一年 三月 二日

|                      |            |                      |                         |        |        |
|----------------------|------------|----------------------|-------------------------|--------|--------|
| 加賀 谷 勉 後援会           | 主たる事務所の所在地 | 狭山市狭山台二二〇一七          | 狭山市狭山台二二一三四〇二           | 平成二十一年 | 三月十六日  |
| 片山 鍾太郎 埼玉の未来をきり拓く会   | 会計責任者      | 片山 登                 | 中島 四郎                   | 平成二十一年 | 三月二十七日 |
| かとう久子とやさしい街づくりをすすめる会 | 代表者        | 小林 勇                 | 藤田 勉                    | 平成二十一年 | 三月十六日  |
| 金子 喜美子 後援会           | 会計責任者      | 金子 記代江               | 古田 幸子                   | 平成二十一年 | 三月二十四日 |
| 菊名 裕を育てる会            | 会計責任者      | 峰岸 照泰                | 鈴木 輝夫                   | 平成二十一年 | 三月二十七日 |
| 北村 たかゆき 後援会          | 代表者        | 小出 雅士                | 佐藤 忠秀                   | 平成二十一年 | 三月十一日  |
| 均 友 会                | 会計責任者      | 高橋 容子                | 柿沼 玲子                   | 平成二十一年 | 三月三十日  |
| 久喜くにやす 後援会           | 代表者        | 西村 耕一                | 高野 宏                    | 平成二十一年 | 三月二十四日 |
| 経 正 会                | 会計責任者      | 和田 毅                 | 笠原 義康                   | 平成二十一年 | 三月十日   |
| 元氣いっぱいいきいきさいたまを実現する会 | 名称         | 元氣いっぱいいきいきさいたまを実現する会 | 市政丸洗い、公正であたかいさいたまを実現する会 | 平成二十一年 | 三月九日   |
| 国際勝共連合埼玉県本部          | 会計責任者      | 川崎 信夫                | 渡辺 隆吾                   | 平成二十一年 | 三月二十六日 |
| 小 高 時 男 後援会          | 会計責任者      | 田口 三枝子               | 小 高 睦 央                 | 平成二十一年 | 三月三十一日 |
| 埼玉県獣医師師政治連盟          | 会計責任者      | 林 繁雄                 | 斎藤 憲彦                   | 平成二十一年 | 三月二十三日 |
| 佐久間実団地育政会            | 会計責任者      | 松井 和夫                | 山村 軍司                   | 平成二十一年 | 三月三十一日 |
| 佐久間実豊野育政会            | 代表者        | 唐紙 昭                 | 時田 美野吉                  | 平成二十一年 | 三月三十一日 |
|                      | 会計責任者      | 川上 秀夫                | 川鍋 成雄                   | 同      | 同      |
|                      | 主たる事務所の所在地 | 春日部市藤塚二二五九一          | 春日部市本田町一六六一             | 同      | 同      |
| 佐久間実豊春育政会            | 会計責任者      | 清水 三郎                | 板橋 光二                   | 平成二十一年 | 三月三十一日 |
| 佐藤むつろう 後援会           | 名称         | 佐藤むつろう 後援会           | 佐藤睦郎 後援会                | 平成二十一年 | 三月二十六日 |
|                      | 代表者        | 獅子倉 康治               | 橋本 繁                    | 平成二十一年 | 三月二日   |
| 志 正 会                | 会計責任者      | 鈴木 正人                | 鈴木 光男                   | 平成二十一年 | 三月二十五日 |
| し ぶ た 智 秀 後 援 会      | 主たる事務所の所在地 | 春日部市粕壁東三一九一八         | 春日部市粕壁東三二六八             | 平成二十一年 | 三月三十日  |
| し ぶ た 智 秀 政 策 研 究 会  | 主たる事務所の所在地 | 春日部市粕壁東三一九一八         | 春日部市粕壁東三二六八             | 平成二十一年 | 三月三十日  |
| 清水まさゆき 後援会           | 代表者        | 滝沢 邦利                | 穂山 勝次                   | 平成二十一年 | 三月六日   |
| 清水よしのり 後援会           | 代表者        | 清水 真奈美               | 小川 隆三郎                  | 平成二十一年 | 三月二十五日 |
| 市民ネットワーク・かわぐち        | 会計責任者      | 二俣 セツ子               | 吉田 幸子                   | 平成二十一年 | 三月三十日  |
| 松英政 経 研 究 会          | 会計責任者      | 佐久間 雄治               | 大熊 賢司                   | 平成二十一年 | 三月二十四日 |
| 新藤 信 夫 後 援 会         | 主たる事務所の所在地 | さいたま市大宮区上小町一三三六一     | さいたま市上小町一三七一九           | 平成二十一年 | 三月四日   |
| 神風 英 男 後 援 会         | 主たる事務所の所在地 | 朝霞市三原一六六一            | 新座市東北二一三一九成城ビル          | 平成二十一年 | 三月二十五日 |
| 水源地域を元気にする会          | 代表者        | 山口 秀夫                | 吉田 進                    | 平成二十一年 | 三月十七日  |
| 鈴木正人をガンガン働かせる会       | 代表者        | 秩父市荒川上田野四八四一四        | 秩父市野坂町一一一一三一            | 同      | 同      |
|                      |            | 大熊 昭二                | 青木 和巳                   | 平成二十一年 | 三月二十五日 |

|                   |              |                 |                 |        |        |
|-------------------|--------------|-----------------|-----------------|--------|--------|
| 陶山 憲 秀 後 援 会      | 陶山 憲 秀 後 援 会 | 鈴木 正 人          | 鈴木 光 男          | 同      | 右      |
| 税理士による山口泰明後援会     | 代表者          | 久保 一 則          | 高橋 清次郎          | 平成二十一年 | 三月二十四日 |
| 全国産業廃棄物連合会政治連盟埼玉県 | 会計責任者        | 鈴木 義 明          | 根岸 和 夫          | 平成二十一年 | 三月十八日  |
| 産業廃棄物協会埼玉県地区政治連盟  | 代表者          | 山野辺 靖           | 松本 信 義          | 同      | 右      |
| 全国社会保険推進連盟埼玉支部    | 代表者          | 安 斎 守           | 関山 滉 一          | 平成二十一年 | 三月三十日  |
| 玉生 芳 明 後 援 会      | 代表者          | 大和田 育 典         | 小 菅 敏 晴         | 平成二十一年 | 三月三十一日 |
| 大 日 本 剣 山 塾       | 代表者          | 大谷 慶 植          | 富 沢 甚 吉 郎       | 平成二十一年 | 三月三十日  |
| 中川 幸 廣 後 援 会      | 代表者          | 南埼玉郡白岡町西三二一〇一四  | 生 島 利 代         | 平成二十一年 | 三月十七日  |
| 中里 幸 一 後 援 会      | 代表者          | 中里 夏 江          | 南埼玉郡白岡町西三二一一八   | 平成二十一年 | 三月二十五日 |
| 中島 美 晴 後 援 会      | 代表者          | 大谷 則 子          | 中里 辰 雄          | 平成二十一年 | 三月二十三日 |
| 並木 平 八 後 援 会      | 代表者          | 新座市馬場一五二三       | 小 林 義 則         | 平成二十一年 | 三月二十六日 |
| なみき 隆 一 後 援 会     | 代表者          | 並木 隆 一          | 新座市野火止一一四一七     | 平成二十一年 | 三月二十五日 |
| 西田まこと経済政策研究会      | 代表者          | さいたま市浦和区高砂三七四一F | 川 島 健 一         | 平成二十一年 | 三月二十五日 |
| ネットワークみどり         | 代表者          | 山 口 文 江         | 所沢市本郷一〇〇八一五     | 平成二十一年 | 三月十二日  |
| 比企郡市農協政治連盟        | 代表者          | 舟 橋 俊 人         | 塚 越 慶 子         | 平成二十一年 | 三月十日   |
| 比企 孝 司 後 援 会      | 代表者          | 坂 田 誠 治         | 中 村 正           | 平成二十一年 | 三月二十七日 |
| 武 友 後 援 会         | 代表者          | 松 本 秀 子         | 舟 橋 俊 人         | 同      | 右      |
| 逸見 英 昭 後 援 会      | 代表者          | 原 武 範           | 松 本 誠 次         | 平成二十一年 | 三月二十五日 |
| 松本こういちろう後援会       | 代表者          | 大 島 正 一         | 曾 田 光 司         | 平成二十一年 | 三月三十一日 |
| 松本 修 三 後 援 会      | 代表者          | 長 岡 昇           | 嶋 村 孝 芳         | 平成二十一年 | 三月十六日  |
| 森田としかず後援会         | 代表者          | 宮 澤 正 温         | 大 塚 昭 男         | 平成二十一年 | 三月三十一日 |
| 森 大 助 後 援 会       | 代表者          | 熊谷市久保島一〇〇三一一    | 本 多 高 治         | 平成二十一年 | 三月五日   |
| 山崎 善 弘 後 援 会      | 代表者          | 川口市木曾呂七六六一八     | 熊谷市久保島一〇〇〇      | 平成二十一年 | 三月三日   |
| 山野井美代となかまたち       | 代表者          | 永 野 浩 司         | 川口市安行領根岸二五三二    | 平成二十一年 | 三月二十六日 |
| 吉田 大 志 後 援 会      | 代表者          | 中 村 要 蔵         | 木 村 雅 雄         | 平成二十一年 | 三月二十五日 |
| 渡辺ただお後援会          | 代表者          | 北葛飾郡松伏町下赤岩二二七一  | 栗 原 展 代         | 同      | 右      |
|                   |              | 二 俣 セツ子         | 北葛飾郡松伏町下赤岩一五〇一五 | 同      | 右      |
|                   |              | 東松山市東平九四六一三     | 吉 田 幸 子         | 平成二十一年 | 三月三十日  |
|                   |              | 渡辺 忠 夫          | 東松山市東平五八〇       | 平成二十一年 | 三月五日   |
|                   |              |                 | 竹 内 隆           | 平成二十一年 | 三月三十日  |

埼玉県選挙告示第五十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成21年3月1日)3月31日受理分。記載順序は五十音順。

(一) 政党の支部

政治団体 名称

社会民主党 越谷支部

(二) その他の政治団体

政治団体 名称

会田まり子後援会

青野ふみお後援会

新井景三後援会「稲穂会」

飯田はじ後援会

今村くみこと生き活き倶楽部

大林桂後援会

斎藤篤後援会

清川友会

玉川まさゆき後援会

玉川まさゆきと歩む会

津久井精治後援会

本清一雄後援会

未来環境懇話会

民主政治懇話会

むさしの政治経済研究会

やさしい街づくりの会

山田としあき後援会

よぎあし直喜後援会

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記二のとおりその要旨を公表する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

解散年月日

平成二十一年三月二十九日

届出年月日

平成二十一年三月三十一日

解散年月日

平成二十一年三月三十日

平成二十一年三月十二日

平成二十一年十二月三十一日

平成二十一年三月十日

平成二十一年三月十五日

平成二十一年十二月三十一日

平成二十一年三月三十一日

平成二十一年三月三十日

平成二十一年三月二十五日

平成二十一年三月十七日

平成二十一年三月三十日

平成二十一年三月一日

平成二十一年三月三十一日

平成二十一年二月二十八日

平成二十一年三月七日

平成二十一年二月二十八日

平成二十一年三月二十八日

平成二十一年三月五日

届出年月日

平成二十一年三月三十日

平成二十一年三月十二日

平成二十一年三月二十三日

平成二十一年三月十日

平成二十一年三月十八日

平成二十一年三月三十一日

平成二十一年三月三十一日

平成二十一年三月三十日

平成二十一年三月二十五日

平成二十一年三月十七日

平成二十一年三月三十日

平成二十一年三月三十一日

平成二十一年三月三十一日

平成二十一年三月三日

平成二十一年三月十日

平成二十一年三月十六日

平成二十一年三月五日

別記二(平成21年3月1日～3月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) その他の政治団体

政治団体の名称 社会民主党越谷支部  
 報告年月日 平成21年3月31日  
 (平成20年分)

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 1 収入・支出の総額              | 240,960円 |
| (1) 収入総額                | 240,960円 |
| ア 前年繰越額                 | 960円     |
| イ 本年収入額                 | 240,000円 |
| (2) 支出総額                | 231,754円 |
| 2 収入・支出の内訳              |          |
| (1) 収入の内訳               |          |
| ア 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 240,000円 |
| イ 社会民主党埼玉県連合            | 240,000円 |
| 合計                      | 240,000円 |
| (2) 支出の内訳               |          |
| ア 経常経費                  |          |
| イ 備品・消耗品費               | 23,340円  |
| ロ 事務所費                  | 54,500円  |
| ハ 政治活動費                 |          |
| ニ 組織活動費                 | 102,240円 |
| ホ 機関紙誌の発行その他の事業費        | 46,724円  |
| ヘ 機関紙誌の発行事業費            | 8,500円   |
| ヘ ア 宣伝事業費               | 38,224円  |
| ヘ イ 調査研究費               | 2,500円   |
| ヘ ロ その他の経費              | 2,450円   |
| 合計                      | 231,754円 |
| 1 収入・支出の総額              | (平成21年分) |

解散年月日

平成二十一年三月二十七日

届出年月日  
平成二十一年三月二十七日

|            |        |
|------------|--------|
| (1) 収入総額   | 9,206円 |
| ア 前年繰越額    | 9,206円 |
| イ 本年収入額    | 0円     |
| (2) 支出総額   | 9,206円 |
| 2 収入・支出の内訳 |        |
| (1) 支出の内訳  |        |
| ア 政治活動費    |        |
| イ 寄附・交付金   | 9,206円 |
| 合計         | 9,206円 |

政治団体の名称 会田まり子後援会

報告年月日 平成21年3月30日

(平成20年分)

|                  |          |
|------------------|----------|
| 1 収入・支出の総額       | 0円       |
| (1) 収入総額         | 0円       |
| ア 前年繰越額          | 0円       |
| イ 本年収入額          | 0円       |
| (2) 支出総額         | 0円       |
| 1 収入・支出の総額       | (平成21年分) |
| (1) 収入総額         | 0円       |
| ア 前年繰越額          | 0円       |
| イ 本年収入額          | 0円       |
| (2) 支出総額         | 0円       |
| 政治団体の名称 青野ふみお後援会 |          |
| 報告年月日 平成21年3月12日 |          |
| (平成20年分)         |          |

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **新井景三後援会「稲穂会」**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **新井景三**

資金管理団体の届出に係る公職の種類 **飯能市議会議員**

報告年月日 **平成21年3月23日**

(平成20年分)

(1) 支出の内訳

ア 経常経費 7,390円

(イ) 事務所費

イ 政治活動費 290,000円

(ロ) 組織活動費 297,390円

合計

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **今村くみ子と生き生き倶楽部**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **今村久美子**

資金管理団体の届出に係る公職の種類 **越谷市議会議員**

報告年月日 **平成21年3月18日**

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **飯田はじめ後援会**

報告年月日 **平成21年3月10日**

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 297,390円

ア 前年繰越額 297,390円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 297,390円

2 収入・支出の内訳

1 収入・支出の総額 1,647,582円

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 1,647,582円

イ 本年収入額 1,647,582円

(2) 支出総額 1,647,582円

2 収入・支出の内訳

ア 寄附 附

(イ) 寄附 1,647,582円

合計 <sup>a</sup> 個人からの寄附 1,647,582円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附 297,390円

(金 額) (住 所)



|          |        |          |    |
|----------|--------|----------|----|
| ア 前年繰越額  | 3,767円 | ア 前年繰越額  | 0円 |
| イ 本年収入額  | 0円     | イ 本年収入額  | 0円 |
| (2) 支出総額 | 0円     | (2) 支出総額 | 0円 |

政治団体の名称 **玉川まさゆきと歩む会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **玉川 正幸**

資金管理団体の届出に係る公職の種類 **吉川市議会議員**

報告年月日 **平成21年3月25日**

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成19年分)

政治団体の名称 **津久井精治後援会**

報告年月日 **平成21年3月17日**

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附

合計

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

512,634円

12,634円

500,000円

19,000円

500,000円

500,000円

500,000円

500,000円

500,000円

500,000円

500,000円

500,000円

500,000円

| (寄附者の氏名)           | (金額)       | (住所)         | 合計      |
|--------------------|------------|--------------|---------|
| 本清 一 雄             | 500,000円   | 人間郡越生町       | 1円      |
| (2) 支出の内訳          |            |              |         |
| ア 政治活動費            |            |              |         |
| (イ) 組織活動費          | 19,000円    |              | 0円      |
| (ロ) 組織活動費          | 19,000円    |              | 0円      |
| 合計                 |            |              | 0円      |
| (平成21年分)           |            |              |         |
| 1 収入・支出の総額         |            |              |         |
| (1) 収入総額           | 493,634円   |              |         |
| ア 前年繰越額            | 493,634円   |              |         |
| イ 本年収入額            | 0円         |              |         |
| (2) 支出総額           | 406,020円   |              |         |
| 2 収入・支出の内訳         |            |              |         |
| (1) 支出の内訳          |            |              |         |
| ア 政治活動費            |            |              |         |
| (イ) 組織活動費          | 25,820円    |              | 60,000円 |
| (ロ) 機関紙誌の発行その他の事業費 | 380,200円   |              | 0円      |
| a 宣伝事業費            | 380,200円   |              | 60,000円 |
| 合計                 | 406,020円   |              | 60,000円 |
| 政治団体の名称            | 未来環境懇話会    |              |         |
| 報告年月日              | 平成21年3月31日 |              |         |
| (平成20年分)           |            |              |         |
| 1 収入・支出の総額         |            |              |         |
| (1) 収入総額           | 1円         |              |         |
| ア 前年繰越額            | 1円         |              |         |
| イ 本年収入額            | 0円         |              |         |
| (2) 支出総額           | 1円         |              |         |
| 2 収入・支出の内訳         |            |              |         |
| (1) 収入の内訳          |            |              |         |
| ア 寄附               |            |              |         |
| (イ) 寄附             |            |              |         |
| a 政治団体からの寄附        |            |              |         |
| 合計                 |            |              | 60,000円 |
| [寄附の内訳]            |            |              | 60,000円 |
| ア 政治団体からの寄附        |            |              |         |
| (寄附者の名称)           | (金額)       | (主たる事務所の所在地) |         |
| 民主党埼玉県総支部連合会       | 60,000円    | さいたま市        |         |
| (2) 支出の内訳          |            |              |         |
| ア 政治活動費            |            |              |         |
| (イ) 組織活動費          |            |              | 60,000円 |
| (ロ) 組織活動費          |            |              | 60,000円 |
| 合計                 | 1円         |              | 60,000円 |

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出 総額 0円

政治団体の名称 **むさしの政治経済研究会**  
 資金管理団体の届出をした者の氏名 **飯塚源嗣**  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **川口市議会議員**  
 報告年月日 **平成21年3月3日**

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額 100,000円

ア 前年繰越額 100,000円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出 総額 0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額 100,000円

ア 前年繰越額 100,000円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出 総額 0円

政治団体の名称 **やさしい街づくりの会**  
 報告年月日 **平成21年3月10日**

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出 総額 0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出 総額 0円

政治団体の名称 **山田としあき後援会**  
 報告年月日 **平成21年3月16日**

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額 15,000円

ア 前年繰越額 15,000円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出 総額 0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額 15,000円

ア 前年繰越額 15,000円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出 総額 0円

政治団体の名称 **よぎあし直喜後援会**  
 報告年月日 **平成21年3月5日**

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出 総額 0円

1 収入・支出の総額

(平成20年分)

|            |    |            |
|------------|----|------------|
| (1) 収入総額   | 0円 | (平成19年分)   |
| ア 前年繰越額    | 0円 | 1 収入・支出の総額 |
| イ 本年収入額    | 0円 | (1) 収入総額   |
| (2) 支出総額   | 0円 | ア 前年繰越額    |
|            |    | イ 本年収入額    |
|            |    | (2) 支出総額   |
| 1 収入・支出の総額 | 0円 | 1 収入・支出の総額 |
| (1) 収入総額   | 0円 | (平成20年分)   |
| ア 前年繰越額    | 0円 | 1 収入・支出の総額 |
| イ 本年収入額    | 0円 | (1) 収入総額   |
| (2) 支出総額   | 0円 | ア 前年繰越額    |
|            |    | イ 本年収入額    |
|            |    | (2) 支出総額   |
| 1 収入・支出の総額 | 0円 | 1 収入・支出の総額 |
| (平成18年分)   |    | (平成21年分)   |

政治団体の名称 新井昭安後援会  
 報告年月日 平成21年3月27日

埼玉県選管告示第六十号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、  
 次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があつた。  
 (平成21年3月1日～3月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

| 届出者の氏名(代表者の氏名) | 公職の種類   | 資金管理団体の名称     | 主たる事務所の所在地    | 届出年月日        |
|----------------|---------|---------------|---------------|--------------|
| 石井健祐           | 飯能市議会議員 | 石井けんすけと飯能を創る会 | 飯能市八幡町五―七     | 平成二十一年三月三十一日 |
| 稲浦巖            | 日高市議会議員 | 日高夢創造倶楽部      | 日高市横手二―一三―五   | 平成二十一年三月二十三日 |
| 大畑明            | 三郷市議会議員 | おおはた明後援会      | 三郷市新和四―二七〇―四  | 平成二十一年三月二十四日 |
| 黒澤三千夫          | 熊谷市議会議員 | くろさわみちお後援会    | 熊谷市赤城町三―一〇四―一 | 平成二十一年三月二十六日 |
| 佐藤睦郎           | 三郷市議会議員 | 佐藤睦郎後援会       | 三郷市彦川戸一―一三―二  | 平成二十一年三月十八日  |

平成二十一年四月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

原 武 範 三芳町議会議員 武友会 入間郡三芳町藤久保八八〇―五二 平成二十一年三月三十一日  
 平 沼 弘 飯能市議会議員 平沼ひろし後援会 飯能市南川一九三六 平成二十一年三月三十日

埼玉県選管告示第六十一号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、  
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。  
 (平成二十一年三月一日～三月三十一日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

| 届出者の氏名(代表者の氏名) | 公職の種類       | 資金管理団体の名称    | 異動事項       | 新                | 旧              | 届出年月日        |
|----------------|-------------|--------------|------------|------------------|----------------|--------------|
| 足立 清           | 鷲宮町議会議員     | あだち清後援会      | 主たる事務所の所在地 | 北葛飾郡鷲宮町葛梅一八―三    | 北葛飾郡鷲宮町葛梅一八―一七 | 平成二十一年三月三十一日 |
| 加賀谷 勉          | 狭山市議会議員     | 加賀谷勉後援会      | 主たる事務所の所在地 | 狭山市狭山台二二〇―一七     | 狹山市狭山台二二―三三四―一 | 平成二十一年三月十六日  |
| 佐藤 睦郎          | 三郷市議会議員     | 佐藤むつろう後援会    | 名称         | 佐藤むつろう後援会        | 佐藤睦郎後援会        | 平成二十一年三月二十六日 |
| 神風 英男          | 衆議院小選挙区選出議員 | 神風英男後援会      | 主たる事務所の所在地 | 朝霞市三原一―六一―一      | 新座市東北二―三十九成城ビル | 平成二十一年三月二十五日 |
| 西田 実仁          | 参議院選挙区選出議員  | 西田まこと経済政策研究会 | 主たる事務所の所在地 | さいたま市浦和区高砂三七―四―五 | 所沢市本郷一〇〇八―五    | 平成二十一年三月十二日  |
| 森 大助           | 川口市議会議員     | 森大助後援会       | 主たる事務所の所在地 | 川口市木曾呂七六六―八      | 川口市安行領根岸二五三―二  | 平成二十一年三月二十六日 |
| 森田 俊和          | 埼玉県議会議員     | 森田としかず後援会    | 主たる事務所の所在地 | 熊谷市久保島一〇〇三―二     | 熊谷市久保島一〇〇〇     | 平成二十一年三月三日   |
| 吉田 大志          | 東松山市議会議員    | 吉田大志後援会      | 主たる事務所の所在地 | 東松山市東平九四六―三      | 東松山市東平五八〇      | 平成二十一年三月五日   |

埼玉県選管告示第六十二号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、  
 次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。  
 (平成二十一年三月一日～三月三十一日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

| 届出者の氏名(代表者の氏名) | 公職の種類   | 資金管理団体の名称     | 指定取消年月日      | 届出年月日        |
|----------------|---------|---------------|--------------|--------------|
| 新井 景三          | 飯能市議会議員 | 新井景三後援会「稲穂会」  | 平成二十年十二月三十一日 | 平成二十一年三月二十三日 |
| 飯塚 源嗣          | 川口市議会議員 | むさしの政治経済研究会   | 平成二十一年二月二十八日 | 平成二十一年三月三日   |
| 今村 久美子         | 越谷市議会議員 | 今村くみこと生き生き倶楽部 | 平成二十一年三月十五日  | 平成二十一年三月十八日  |
| 玉川 正幸          | 吉川市議会議員 | 玉川まさゆきと歩む会    | 平成二十一年三月二十五日 | 平成二十一年三月二十五日 |
| 原 武 範          | 三芳町議会議員 | 民主政経懇話会       | 平成二十一年三月三十一日 | 平成二十一年三月三十一日 |
| 舟橋 功一          | 川越市長    | 川越市政調査研究会     | 平成二十一年三月十二日  | 平成二十一年三月十二日  |

平成二十一年四月二十八日  
 埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

本清 一雄 越生町長 清友会

平成二十一年 三月 三十日

平成二十一年 三月 三十日

埼玉県選管告示第六十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党狭山支部の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十一年四月三日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第六十二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ 段 行
九八 下 二十六行目及び二十七行目を削除する。
九九 上 一行目を削除する。

二

誤 ウ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入
正 イ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入
三行目の次に次の一行を加える。

(ウ) 自由民主党埼玉県第9選挙区支部 400,000円

誤 H その他の収入
正 カ その他の収入

七行目から十行目までを削除する。

埼玉県選管告示第六十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された吉羽会の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十一年三月十八日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第六十二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ 段 行

三六一 下 十二

誤 (2) 収 入 総 額 6,074,023円
正 (2) 収 入 総 額 6,159,023円

三六一 上 九

誤 (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 187,850円
正 (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 272,850円

十

誤 a 機関紙誌の発行事業費 187,850円
正 a 機関紙誌の発行事業費 272,850円

十四

誤 合 計 6,074,023円
正 合 計 6,159,023円

埼玉県選管告示第六十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された富喜和会の平成十八年分収支報告書に關し、平成二十一年三月十九日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十九年九月二十八日付け埼玉県選管告示第六十五号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ 段 行

誤 (一) 収 入 総 額 360,000円

正 (一) 収 入 総 額 0円

誤 (二) 収 入 総 額 360,000円

正 (二) 収 入 総 額 0円

誤 本 年 収 入 総 額 360,000円

正 本 年 収 入 総 額 0円

十行目から十九行目までを削除する。

埼玉県選管告示第六十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出されたフューチャー・クリエイション・オブ・鳩山の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十一年一月八日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

|                  |           |                   |          |
|------------------|-----------|-------------------|----------|
| ページ              | 段         | 行                 | 憲        |
| 七四七              | 上         | 九                 |          |
| 誤(一) 収入          | 総額        |                   | 250,100円 |
| 正(一) 収入          | 総額        |                   | 250,112円 |
| 誤                | 本年度収入額    | 十一                | 250,000円 |
| 正                | 本年度収入額    |                   | 250,012円 |
| 誤(二) 支出          | 総額        |                   | 0円       |
| 正(二) 支出          | 総額        |                   | 200,100円 |
| イ                | その他の収入    | 十七行目の次に次の二行を加える。  |          |
|                  | 10万円未満の収入 |                   | 12円      |
| 誤                | 合計        |                   | 250,000円 |
| 正                | 合計        |                   | 250,012円 |
| (2) 支出の内訳        |           | 二十二行目の次に次の五行を加える。 |          |
| ア 政治活動費          |           |                   | 200,100円 |
| イ 機関紙誌の発行その他の事業費 |           |                   | 200,100円 |
| ロ 機関紙誌の発行事業費     |           |                   | 200,100円 |
| 合計               |           |                   | 200,100円 |

埼玉県選管告示第七十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された田島きみ子と越生町政に参加する会の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十一年四月二十日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年一月二十日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

|         |           |                  |          |
|---------|-----------|------------------|----------|
| ページ     | 段         | 行                | 憲        |
| 二七      | 下         | 七                |          |
| 誤(一) 収入 | 総額        |                  | 200,000円 |
| 正(一) 収入 | 総額        |                  | 200,037円 |
| 誤       | 本年度収入額    | 九                | 200,000円 |
| 正       | 本年度収入額    |                  | 200,037円 |
| イ       | その他の収入    | 十五行目の次に次の二行を加える。 |          |
|         | 10万円未満の収入 |                  | 37円      |
| 誤       | 合計        |                  | 200,000円 |
| 正       | 合計        |                  | 200,037円 |

埼玉県選管告示第六十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)において例による場合を含む。)の規定により次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

|       |                        |                       |
|-------|------------------------|-----------------------|
| 種別    | 施設の開設主体及び名称            | 所在地                   |
| 病院    | 医療法人財団明理会 鶴瀬病院         | 富士見市羽沢二丁目一 番一四号       |
| 病院    | 社団法人大宮医師会 大宮医師会市民病院    | さいたま市北区宮原町二丁目一 二五番地一六 |
| 老人ホーム | 社会福祉法人欣彰会 特別養護老人ホーム原殿園 | さいたま市北区宮原町二丁目一 二五番地二  |

埼玉県選管告示第六十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

|       |                             |                   |
|-------|-----------------------------|-------------------|
| 種別    | 施設の開設主体及び名称                 | 所在地               |
| 病院    | 医療法人財団 さいたま市民医療センター         | さいたま市西区大字島根二九九番地一 |
| 病院    | 医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院        | 富士見市大字鶴馬一九六七番地一   |
| 老人ホーム | 社会福祉法人欣彰会 特別養護老人ホーム敬寿園宝来ホーム | さいたま市西区宝来八六番地一    |

埼玉県人事委員会告示第一号

平成二十一年度埼玉県職員採用上級試験及び平成二十一年度埼玉県市町村立小・

中学校事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。  
平成二十一年四月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

1 試験の名称

- (1) 平成21年度埼玉県職員採用上級試験
- (2) 平成21年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

| 試験区分                   | 試験職種 | 採用予定者数 | 受験資格                                                                                            |
|------------------------|------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 埼玉県職員採用上級試験            | 一般行政 | 55人    | ○日本国籍を有する者<br>(小・中学校事務を除く。)                                                                     |
|                        | 心理   | 3人     | ○地方公務員法第16条に該当しない者                                                                              |
|                        | 設備   | 16人    | ○次に掲げる者<br>(1) 昭和56年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者(学歴不問)<br>(2) 昭和63年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの             |
|                        | 土木建築 | 13人    | ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成22年3月までに大学を卒業する見込みの者<br>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者 |
|                        | 化学   | 9人     | ※「福祉」は社会福祉法第19条の社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成22年3月31日までに資格を取得する見込みの者                                     |
| 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験 |      | 42人    |                                                                                                 |

3 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

| 試験区分                           | 第1次試験            |                    | 第2次試験 |      |
|--------------------------------|------------------|--------------------|-------|------|
|                                | 教養試験             | 専門試験               | 論文試験  | 人物試験 |
| 埼玉県職員採用<br>上級試験                | ○<br>(選択解答制)     | ○<br>(一般行政のみ選択解答制) | ○     | ○    |
| 埼玉県市町村立<br>小・中学校事務<br>職員採用上級試験 | ○<br>(選択解答<br>制) |                    | ○     | ○    |

注 ○印を付したものについて行う。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

| 試験        | 日時                                                                                                                                 | 試験会場                                                     | 合格発表                                                                       |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 第1次<br>試験 | 6月28日(日)                                                                                                                           | 埼玉県立伊奈学園<br>総合高等学校<br>(北足立郡伊奈町)<br>埼玉県立蔵高等学<br>校<br>(蔵市) | 7月7日(火)午前10時から7日<br>間、県庁本庁舎南玄関及び浦和合<br>同庁舎1階の掲示板上に掲示するほ<br>か、合格者には文書で通知する。 |
| 第2次<br>試験 | 7月13日(月)から15日(水)まで<br>のいずれか1日及び7月29日(水)<br>から8月10日(月)までのいずれか<br>1日(土曜日及び日曜日を除く。)<br>に、埼玉会館、埼玉教育会館、埼玉<br>県自治会館、埼玉県県民健康センタ<br>ー等で行う。 | 8月27日(木)に第1次試験合格<br>発表と同様の方法で掲示するほ<br>か、合格者には文書で通知する。    |                                                                            |

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

- ア 埼玉県職員採用上級試験  
埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。
- イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校(さいたま市を除く。)に勤務し、学校事務に従事する。

(2) 給与

- ア 平成21年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として全職種とも190,422円である。
- イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のもので、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。
- ウ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。
- エ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。
- オ 採用時までには給与改定があつた場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は資格取得見込みの者にあつては、当該資格を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成22年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成21年5月8日(金)から配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要な事項を記入の上、下記により埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

なお、郵送による場合は、特定記録又は簡易書留にすること。

受付期間 郵送受付 記

5月18日(月)から5月29日(金)まで(期間内消印有効)  
インターネット受付  
5月18日(月) 9時30分から5月25日(月) 17時まで  
持参受付

5月27日(水)から5月29日(金)までの  
8時30分～12時及び13時～17時15分

9 その他

- (1) 試験職種「一般行政」については、点字又は拡大文字(身体障害者手帳を有する者に限る。)による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。
- (2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 電話048-822-8181)に行うこと。

埼玉県人事委員会告示第二号

平成二十一年度埼玉県警察事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

1 試験の名称

平成21年度埼玉県警察事務職員採用上級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 28人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 次に掲げる者
  - ア 昭和56年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者(学歴不問)
  - イ 昭和63年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

- (ウ) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成22年3月までに大学を卒業する見込みの者
- (イ) 人事委員会が(ウ)に掲げる者と同等の資格があると認める者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験(選択解答制)、専門試験(選択解答制)
- (2) 第2次試験 論文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

| 試験    | 日時                                                                   | 試験会場                                 | 合格発表表                                                         |
|-------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 6月28日(日)                                                             | 埼玉県立伊奈学園総合高等学校(北足立郡伊奈町)埼玉県立蕨高等学校(蕨市) | 7月7日(火)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関及び浦和合同庁舎1階の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。 |
| 第2次試験 | 7月13日(月)から15日(水)までのいずれか1日及び7月29日(水)から8月10日(月)までのいずれか1日(土曜日及び日曜日を除く。) | 埼玉県会館、埼玉教育会館、埼玉県自治会館、埼玉県民健康センター等で行う。 | 8月27日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。                 |

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

- (1) 職の概要  
埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。
- (2) 給与  
ア 平成21年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、190,422円

8時30分～12時及び13時～17時15分(土曜日及び日曜日を除く。)

である。  
 イ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。  
 エ 採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登録

合格者は、採用候補者名簿に登録されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成22年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法  
 受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成21年5月8日(金)から配布する。  
 (2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、下記により埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。

なお、郵送による場合(警察署に提出する場合は、持参に限る。)は、特定記録又は簡易書留にすること。

記

受付期間 郵送受付

5月18日(月)から5月29日(金)まで(期間内消印有効)

インターネット受付

5月18日(月)9時30分から5月25日(月)17時まで

持参受付

5月18日(月)から5月29日(金)までの

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 電話048-822-8181)又は埼玉県警察採用センター(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察職員採用フリーダイヤル0120-373514)に行うこと。

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

平成二十一年度埼玉県職員採用初級試験及び平成二十一年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。  
 平成二十一年四月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

1 試験の名称

- (1) 平成21年度埼玉県職員採用初級試験
- (2) 平成21年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

2 試験職種及び採用予定者数

- (1) 一般事務 9人
- (2) 小・中学校事務 13人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者(小・中学校事務を除く。)
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者(学歴不問)

4 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験
- (2) 第2次試験 作文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

| 試験    | 日時                                                                                                  | 試験会場                                           | 合格発表                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 9月27日(日)                                                                                            | 埼玉県立大宮高等学校(さいたま市)埼玉県立浦和西高等学校(さいたま市)            | 10月7日(水)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関及び浦和合同庁舎1階の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。 |
| 第2次試験 | 10月15日(木)及び10月27日(火)から29日(木)までのいずれか1日に、埼玉会館、埼玉教育会館、埼玉県自治会館、埼玉県民健康センターで行う。<br>詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。 | 11月26日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。 |                                                                |

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

ア 埼玉県職員採用初級試験

埼玉県各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。

イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校(さいたま市を除く。)に勤務し、学校事務に従事する。

(2) 給与

ア 平成21年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として全職種とも153,892円である。

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のもので、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

オ 採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成22年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成21年5月8日(金)から配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、下記により埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

なお、郵送による場合は、特定記録又は簡易書留にすること。

記

受付期間 郵送受付

8月17日(月)から8月28日(金)まで(期間内消印有効)

インターネット受付

8月17日(月)9時30分から8月24日(月)17時まで

持参受付

8月26日(水)から8月28日(金)までの

8時30分～12時及び13時～17時15分

10 その他

(1) 試験職種「一般事務」については、点字又は拡大文字(身体障害者手帳を有する者に限る。)による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。

(2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 電話048—822—8181)に行うこと。

埼玉県人事委員会公告第184号

平成二十一年度埼玉県警察事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県人事委員長 香川 實

1 試験の名称

平成21年度埼玉県警察事務職員採用初級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 6人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者(学歴不問)

4 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験
- (2) 第2次試験 作文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

| 試験    | 日時       | 試験会場                         | 合格発表表                                                          |
|-------|----------|------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 9月27日(日) | 埼玉県立大宮高等学校(さいたま市)埼玉県立浦和西高等学校 | 10月7日(水)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関及び浦和合同庁舎1階の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。 |

|       | (さいたま市)                                                                                           |                                                |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 第2次試験 | 10月15日(木)及び10月27日(火)から29日(木)までのいずれか1日に、埼玉会館、埼玉教育会館、埼玉県自治会館、埼玉県県民健康センター等で行う。詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。 | 11月26日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。 |

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

- (1) 職の概要  
埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。
- (2) 給与  
ア 平成21年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、153,892円である。

- イ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。
- ウ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。
- エ 採用時までに給与改定があつた場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成22年4月1日である。

9 受験手続

- (1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成21年5月8日(金)から配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要な事項を記入の上、下記により埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。

なお、郵送による場合(警察署に提出する場合は、持参に限る。)は、特定記録又は簡易書留にすること。

記

| 受付期間                                | 郵送受付                                |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 8月17日(月)から8月28日(金)まで(期間内消印有効)       | 8月17日(月)から8月28日(金)まで(期間内消印有効)       |
| インターネット受付                           | インターネット受付                           |
| 8月17日(月)9時30分から8月24日(月)17時まで        | 8月17日(月)9時30分から8月24日(月)17時まで        |
| 持参受付                                | 持参受付                                |
| 8月17日(月)から8月28日(金)までの               | 8月17日(月)から8月28日(金)までの               |
| 8時30分～12時及び13時～17時15分(土曜日及び日曜日を除く。) | 8時30分～12時及び13時～17時15分(土曜日及び日曜日を除く。) |

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 電話048-822-8181)又は埼玉県警察採用センター(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察職員採用フリーダイヤル0120-373514)に行うこと。

埼玉県人事委員会告示第五号

平成二十一年度埼玉県免許資格職職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十一年四月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

1 試験の名称

平成21年度埼玉県免許資格職職員採用試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

| 試験職種 | 採用予定者数 | 受験資格                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 薬剤師  | 8人     | ○地方公務員法第16条に該当しない者(全職種共通)<br>日本国籍を有する次に掲げる者で、薬剤師の免許を有する者又は平成22年春季の国家試験で取得見込みの者<br>(1) 昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者<br>(2) 昭和62年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの<br>ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成22年3月までに大学を卒業する見込みの者<br>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者 |
| 獣医師  | 5人     | 日本国籍を有する次に掲げる者で、獣医師の免許を有する者又は平成22年春季の国家試験で取得見込みの者<br>(1) 昭和54年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者<br>(2) 昭和61年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの<br>ア 大学を卒業した者又は平成22年3月までに大学を卒業する見込みの者<br>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者                                                           |
| 保健師  | 3人     | 次に掲げる者で、保健師の免許を有する者又は平成22年春季の国家試験で取得見込みの者(国籍不問)<br>(1) 昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者<br>(2) 平成元年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの<br>ア 大学を卒業した者又は平成22年3月までに大学を卒業する見込みの者<br>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者                                                               |
| 栄養士  | 22人    | 昭和56年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有する者又は平成22年3月31                                                                                                                                                                                                     |

日までに取得見込みの者(国籍不問)

3 試験の方法

(1) 薬剤師、獣医師及び保健師

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

ア 第1次試験 教養試験(選択解答制)

イ 第2次試験 論文試験、人物試験

(2) 栄養士

試験は、短期大学卒業程度により次のとおり行う。

ア 第1次試験 教養試験、専門試験

イ 第2次試験 論文試験、人物試験

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

(1) 薬剤師、獣医師及び保健師

| 試験    | 日時                                                                   | 試験会場                                  | 合格発表表                                                         |
|-------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 6月28日(日)                                                             | 埼玉県立伊奈学園総合高等学校(北足立郡伊奈町)埼玉県立蔵高等学校(蔵市)  | 7月7日(火)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関及び浦和合同庁舎1階の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。 |
| 第2次試験 | 7月13日(月)から15日(水)までのいずれか1日及び7月29日(水)から8月10日(月)までのいずれか1日(土曜日及び日曜日を除く。) | 埼玉県会館、埼玉県教育会館、埼玉県自治会館、埼玉県民健康センター等で行う。 | 8月27日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。                 |

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

(2) 栄養士

| 試験 | 日時 | 試験会場 | 合格発表表 |
|----|----|------|-------|
|----|----|------|-------|

|       |          |                                     |                                                                |
|-------|----------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 9月27日(日) | 埼玉県立大宮高等学校(さいたま市)埼玉県立浦和西高等学校(さいたま市) | 10月7日(水)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関及び浦和合同庁舎1階の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。 |
|-------|----------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------|

|       |                                                                              |                                                |
|-------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 第2次試験 | 10月15日(木)及び10月27日(火)から29日(木)までのいずれか1日に、埼玉県会館、埼玉県教育会館、埼玉県自治会館、埼玉県民健康センター等で行う。 | 11月26日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 平成21年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として下表のとおりである。

| 職 | 種 | 給 | 与        |
|---|---|---|----------|
| 薬 | 剤 | 師 | 196,492円 |
| 獣 | 医 | 師 | 217,260円 |
| 保 | 健 | 師 | 220,348円 |
| 栄 | 養 | 士 | 173,808円 |

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のもので、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

オ 採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は免許取得見込みの者については、当該免許を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成22年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法  
 受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成21年5月8日(金)から配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要な事項を記入の上、下記により埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。  
 なお、郵送による場合は、特定記録又は簡易書留にすること。

記

| 職 種               | 受 付 期 間                                                                                                                              |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 薬剤師<br>獣医師<br>保健師 | 郵送受付<br>5月18日(月)から5月29日(金)まで(期間内消印有効)<br>インターネット受付<br>5月18日(月)9時30分から5月25日(月)17時まで<br>5月27日(水)から5月29日(金)までの<br>8時30分～12時及び13時～17時15分 |
| 栄養士               | 郵送受付<br>8月17日(月)から8月28日(金)まで(期間内消印有効)<br>インターネット受付<br>8月17日(月)9時30分から8月24日(月)17時まで                                                   |

|                                                        |
|--------------------------------------------------------|
| 持参受付<br>8月26日(水)から8月28日(金)までの<br>8時30分～12時及び13時～17時15分 |
|--------------------------------------------------------|

9 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 電話048-822-8181)に行うこと。

埼玉県人事委員会事務局

平成二十一年四月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

1 試験の名称

平成21年度埼玉県民間企業等職務経験者職員採用試験

2 試験職種及び採用予定者数

一般行政 2人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 昭和25年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかのもの
  - ア 学校教育法に基づく大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上(平成21年7月末日現在)有する者
  - イ 学校教育法に基づき短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上(平成21年7月末日現在)有する者
  - ウ 民間企業における職務経験を9年以上(平成21年7月末日現在)有する者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験、論文試験Ⅰ
- (2) 第2次試験 論文試験Ⅱ、人物試験Ⅰ
- (3) 第3次試験 人物試験Ⅱ

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

| 試験    | 日時                                      | 試験会場                                         | 合格発表                                                             |
|-------|-----------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 9月27日(日)                                | 埼玉県立浦和西高等学校<br>(さいたま市) 埼玉県立大宮高等学校<br>(さいたま市) | 10月20日(火) 午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関及び浦和合同庁舎1階の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。 |
| 第2次試験 | 10月31日(土)又は11月1日(日)のいずれか1日に、さいたま市内で行う。  |                                              | 11月17日(火)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。                   |
| 第3次試験 | 11月28日(土)又は11月29日(日)のいずれか1日に、さいたま市内で行う。 |                                              | 12月10日(木)に第1次試験及び第2次試験の合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。           |

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

- (1) 職の概要  
埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
- (2) 給与

ア 初任給は、採用される者の民間企業等での職務経験内容等に応じて、在職する職員の給与と同等の額の範囲内で決定される。

(例) 年齢29歳で、民間企業等の職務経験が7年である場合

251,872円(地域手当を含む。)

- イ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。
- ウ 採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成22年4月1日である。

9 受験手続

- (1) 受験申込用紙の入手方法  
受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課において、平成21年7月6日(月)から配布する。
- (2) 申込方法

申込書に必要な事項を記入の上、下記により埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

なお、郵送による場合は、特定記録又は簡易書留にすること。

記

| 受付期間                           | 郵送受付 |
|--------------------------------|------|
| 8月17日(月)から8月28日(金)まで(期間内消印有効)  |      |
| インターネット受付                      |      |
| 8月17日(月) 9時30分から8月24日(月) 17時まで |      |
| 持参受付                           |      |
| 8月26日(水)から8月28日(金)までの          |      |
| 8時30分～12時及び13時～17時15分          |      |

10 その他

